

次に、学校の再編を進める判断基準の一つに、人口動態から見た今後予想される就学者数があります。加美町教育委員会で想定した平成30年までの13年間に大きく生徒数が増加する学校は一校もなく、ほとんど同じか漸減する傾向にあります。つまり幾ら待っていても以前のような就学者数にはなり得ない状況からも、早急に改善を図らなければなりません。

校舎の耐震工事との関係から伺います。

ことし7月、加美町は2億円余の予算で宮崎小学校の耐震工事を発注しました。今後高い確率で予想される地震に備えていかなければなりません。しかし限られた町財政の中で、整理しなければならない学校まで工事を施す必要はないはずであります。14校ある学校で、いまだ耐震工事が施されていないところはどこなのかお示しをいただきたい。そして統廃合の全体像を描きながら取舍選択していかなければなりません。

総合計画での位置づけについて伺います。

昨年、加美町は、今後10年間、町の進むべき方向であります総合基本計画を策定しました。その第5節「だれもが楽しく学べるまちづくり」のセクションで学校教育の充実を掲げ、その実現のための具体的な内容として「適正規模の学校再編」を筆頭に掲げております。私も当時、計画づくりに携わった者の一人として、この点については審議会の委員それぞれが関心を持ち、議論を重ね、必要性を確認した課題であったと記憶しています。その後この計画は、全会一致で議会の承認を受けております。

ことしの8月、広原小学校は6億円余の予算で建設工事に着手しています。今後予想される附帯施設の工事を合わせますと10億円余になんなんとする工事であります。そして近くには、全学年で17名の上多田川小学校が相変わらず存在しています。本来であれば全校生徒 150名余の広原小学校建設に10億円余もの予算で建設しようとするとき、これら学校の現状をどう認識し、今後どう位置づけていくか、町全体のグラウンドデザインを描いた上での着手でなければならなかったのではないかと考えます。全体像を検討した経緯はなかったものか。なかったとすれば、一方では基本計画の中で適正規模の学校の再編等、かなり踏み込んだ計画をつくっておきながら、矛盾することになると思われませんが、この点についての町長の見解を伺います。

小中学校の子供たちにみずからの学校規模のありようを訴える力はありません。父兄にしても、その必要性を感じながらも、地域の社会生活に深く根差した学校の存在を否定してまで統廃合の運動に立ち上がれないことも事実であります。しかし、先ほどから述べてきたように、子供たちの就学状況はまことに変則的なところがあり、ある意味でかわいそうでなりません。学校教育は、単なる知識を詰め込むのみの場所ではないはずであります。多くの同世代の人と

接することによって、考え方の違いに戸惑いながらも人間性の多様性を知り、その中から協調性を養い、ひいては世に出るための社会性を身につけるところでなければなりません。また、自信をなくしていた者が、新たなクラス編制等によって自分の新たな居場所を見つけ、よき友人を得て自信を回復する機会をつくってやらなければなりません。そして競争する意識の中に向上心をはぐくむ場でもなければなりません。これらのことを考えたとき、加美町の小中学校の統廃合は避けて通れない問題であると考えます。

昭和30年代、自治体の合併に伴う学校統合によって、一部問題を抱えた部分もあったようですが、時代は大きく変わりました。児童・生徒の絶対数が極端に少なくなってきたのであります。そして道路が整備され、交通・通信網が発達した今日において、バス通学を充実させながら幾つもの再編パターンを描くことが可能であります。真に子供たちのことを優先させるのであれば、障害は何もないはずであります。あとは合併をやり遂げ、改革時代の節目にある為政者の腹一つではないかと思われまます。町長の見解を伺います。あわせて教育長にも伺うものであります。以上で終わります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） お答え申し上げます。

この質問の答弁の前に、基本的な考え方と。要するに教育基本法にも憲法にもうたわれていることは何かというと、教育の機会均等という言葉があります。ただ現実には、非常に変則的な複式学級をやらざるを得ない施設もございますし、4学級編制の学校もあると、こういうふうなのが加美町全体の状況でございます。それでまた、たった17名の生徒のところには校長、教頭、事務員を置いて県費のむだ遣いという形の中もあります。このこと等を勘案しますと、非常にアンバランス。そうかといって法律に示される適正規模の学校をつくるということになりますと、これはほとんど不可能であるということでございます。それだけの生徒数を、要するに適正規模の学校づくりとするということになると、恐らく二つないし三つの学校に絞られてくるというふうに思うんですね、郡内、この町の中で。そういうことが許されるかどうかということ。

機会均等と同時に問題なのは、子供たちが学校を選べないということですが、現実の中で。今私の頭の中で考えていることは何かというと、一つには学校の教育の特殊性を生かしたその選択の幅、子供たちが、あるいは親たちが学校選択をできる幅をある程度設けて、変則的な複式学級の解消とか、それを避けて通ることはできないかということでございます。そのために、

おかげさまで学校活性化資金という基金という形で、各学校に今年度当初から約20万円ずつを校長裁量の中で、学校活性化、要するに教育の特殊性を出すようにということで指示して使わせておりますが、なかなか思ったとおりの成果は出ていないようでございます。ただ、単年度だけそれを望むことは非常に難しいことだと思っておりますので、継続してこれを実施していかなければいけないだろうと思います。

だから、適正規模の学校づくりというのは非常に難しい。生徒数全体を考えても、そんなに適正規模の学校をつくれる生徒数は加美町全体ございません。適正規模として存在しているのは中新田小学校と中新田中学校だけです。そのほかは適正規模は外れておりますし、漆沢は変則的な複式学級、それから鹿原、旭においても同じような多少変則的な複式学級の編制をせざるを得ないと、こういう仕組みになっておりまして、現時点では四つの学校ですかね、上多田川、旭、それから鹿原、それから漆沢分校と。

先日来お話し申し上げておったんですけれども、小野田の時代から漆沢分校の廃校問題に取り組んでまいりました。昨日、区長とPTAの会長が参りました。そして、この夏に地区民の全世帯に対するアンケートをとったんだそうでありますけれども、その結果を持ってきました。廃校するか、存続するかと。その後のあそこの施設の利用をどうするかというようなことが課題になっておりますけれども、いずれにいたしましても、このことについてはまだまだ難しい問題があるんだと。要するに学区制の問題が一つのネックになっているということもあります。入りたい学校、そういう形のものを現時点で校長中心にしてつくらせて、多少移動の枠を考えなければいけない。そのコントロールが非常に難しい問題がありますけれども、移動の枠を考えて、複式学級の解消に努めなければいけないだろうというふうにもまず考えております。そのためには、先生方の意欲的な教育活動に期待するところが非常に大きなものがあります。そういう形で、今後とも教育委員会としては十分に検討しながら進めてまいりたいと、こう思っております。

学校再編は避けられない問題ではありますけれども、あくまでも教育委員会が主導してやっていければいいのかということになりますと、これもまた問題があります。理想的な案はこちらで出せますけれども、設置者であります町長の方でオーケーが出なければ、これを議会にかけて設置条例を改正するわけにはいかないのです。その辺の話し合いはまだやっておりません。ただ、教育委員会として検討する方向としては、私がさっき申し上げたとおりの方向で進めているということでございます。

それから、耐震構造がまだ未完成なところは中新田小学校と中新田中学校です。これは年次

的に予算がつき次第、実施してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 学校の統廃合等々については、ただいま教育長が答弁を申し上げたとおりであると思います。非常に学校というのは地域のシンボルでございます、そのシンボルがなくなるということで、場合によってはその地域崩壊にもつながりかねない状況にあるということも否めない事実であろうかと思えます。どちらの町でも非常に学校統合は大きな問題となっていて、そして大変な長い時間をかけてこの問題に先輩町長が取り組んできたということも4番議員御案内のとおりだというふうに思います。

学校統合のはしりとしてはといたしますか、最初は現在の中新田中学校が中新田・広原・鳴瀬の各中学校を統合したいきさつがございます。私も当時、それにかかわっておりましたのですが、非常に大きな問題でありました。実現をしたのが昭和35年であります。当時は9学級ずつあって、27学級。足りなくて、特別教室を使って10学級ずつというところもありました。いわゆる団塊の世代に達している人たちが中学校時代のことでございます。今は教育長が説明申し上げたとおり、大分校舎が余っているという。でもその昭和35年というのは今から45年前の話ですね。そのときも大変大きな問題で、通学の問題でありますとか、県内でも非常に早い時期だったように記憶しております。その後、宮崎の中学校、小野田の中学校が統合された。これも大変長い時間がかかった。この町村合併が、加美町がもし昭和20年代、30年代に統合していれば、小野田・宮崎の中では中学校は一つでよかったのかなという意見もなきにしもあらずであります。しかし、これは地域にとっては大変大きな問題でありますから、私は非常に慎重に対処しなければならない。

事実、御意見にありましたように、上多田川小学校の新築に際しましても賛否両論がございました。しかしその時点での選択といたしますか、住民の皆さんの意見は現在の校舎を建設すべしということでありまして、現在に至っています。総合計画での位置づけは御案内のとおり、だれもが楽しく学べる町、学校教育の充実、適正規模の学校を再編するという、これはいわば大前提でありますから、方向としてはそういう方向で進むべきというふうに思いますが、今適正規模での編成ということになると、中新田小学校・中学校以外はそれぞれ適正規模に達していない部分でありますから、これらのことを考えた場合には、やはりそうたやすいものではない。

広原小学校と上多田川小学校のことを考えました場合に、感じ方というか実態としては、あ

と6年後ぐらいまでは出生数を把握できるわけでありますから、その児童数の推移は把握できるわけでありますから、仮に上多田川小学校が1桁の児童数になった場合には、当然のことながら今回の漆沢分校のような形で住民の皆さんの意見を問わなければならないと。そしてその跡地の利用という、あとの校舎の利用ということも考えていかなければならないと思いますし、だとしたならば広原小学校で収容するぐらいの広さがあるかということでありますが、現在の規模でありますと収容できるという、増設をしないでできるということになるのかと思いますので、その時期を今模索をするといえますか、まず学区内の皆さんの意見を伺いながら方向を定めていく必要があるのではないかと。いずれにいたしましても、教育委員会でいろいろな調査をし、判断をし、そして町が総合的に判断をするという方向に、今時代がそういう方向になっているのではないかと私は考えております。いずれにしましても、大変大きな問題であろうかというふうに思います。以上であります。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 再質問させていただきます。

町長のお話を伺いますと、過去の事例、教訓、そして学校という地域の存在の大きさというものが感じられ、慎重な御意見のように伺いました。しかしながら、やはり生徒は一定期間を過ぎますと巣立っていく、巣立っていかなければならないわけですし、教育長がおっしゃった学習機会の均等を与えることには、与えないで卒業させてしまうということになるんだろうと思います。昭和30年代の合併は、あの当時は生徒数が非常に多かったわけですから、いろいろなぎくしゃくもあつたんだろうと思いますけれども、今回の場合はそんなことは言っていないほど生徒数が極端に少なくなっているわけですし、それを最優先に考えなければならないのではないかとこのように思います。

国の施策一つをとりますとも、一方では標準校を定めておきながら、補助金等はそれを外れた形でも同じように出すという、つじつまの合わないことをしているようですから、どうしても、何といえますか一貫性のとれない学校建設になってしまっているところもあるのかなというふうにも思います。

ただ、教育長がおっしゃられました学区制というものを見直していくということで、就学者数の変動を促す意味にもとつたんでありますけれども、どうもそういったことをしていると時間ばかり経過し、また選ぶ対象となる学校が、やっぱり同じような学校がなくてはならないんだというふうに思うんですね。一方は極端に少なくて複式学級がある、一方は満足なものがあると。それを選べといっても、しょせん初めから勝負はついているのかなというような思いが

するわけですし、標準校といいますが、一定規模の学校は必要だというふうに思いますし、教育委員会は専門委員会でありますから、子供たちの立場に立った、余り町財政なんかにとられない形で子供たちの就学する場としてこういったものがふさわしいか、そういったものを教育長のみならず教育委員全体として一つの統一見解を定めて、町長に進言をしておくということが一つの使命を果たすことにもなるんだろうと思いますし、肩の荷を部分的にはおろすことにもなるんじゃないかと思いますが、この点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、町長にもう一回戻ってお伺いするんでありますけれども、一方では町の将来像をつくった基本計画、先ほど答弁いただけなかったんですけども、そこでは大分議論して、適正規模の学校再編をやっていこうという一つの方向性を出したはずなんですけれども、一方ではつくっておきながら、こういった学校建設のときにそういったことを踏まえた論議がなかったとなれば、ちょっと残念なんですけれども、その点についても再度お伺いをいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 教育委員会あるいは私の個人的な見解としては、適正規模の学校で学習させるということは当然必要なこととしてとらえております。ただ、その過程等について、どのように進めるかということについてはまだまだ課題が多いということで、現在はまだそこまで踏み切っていないというところがございます。今後、私自身の個人的な見解とすれば、やはり適正規模あるいはそれに近い学校づくりというものがどうしても必要だと思います。特に中学校になってきますと、学校の先生方が免許外の教科を持たなければならないというふうな場も出てきます。要するに先生方の配当が各教科ごとに全部配られるということにならないんです。1週間の履修時間の少ない科目になりますと、これは持ち時間が限られてきます。そうしますと、そこには専門の先生方が配当されないで、要するに免許外の授業もせざるを得ないという事態が出てきます。

現実的に、子供たちのクラブ活動の状況を見ますと、中新田中学校は20のクラブ数があります。小野田中学校、宮崎中学校はそれぞれ12しかありません。要するに中新田中学校では20の選択肢があるのに、小野田、宮崎の中学校では12ずつしかない、その中で部活動をしなければならないと、こういう形になってくる。当然子供たちの数が限られておりますから、それくらいしかつけないという現実もございます。これが例えば小野田、宮崎の中学校の生徒数を合わせましても、中新田の中学校の生徒数にはまだ満たないところがありますけれども、できれば同じくらいの数の生徒たちで競わせ、あるいは互いに交流し合えれば非常にいいことなの

かなというふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 総合計画に、議論してつくったものに沿わないのではないかというお話でありましたが、私は決してそうではないというふうに思います。いわゆる年限の中でそういう方向性を打ち出していただいて、それに沿って今後考えていかなければならないということの認識は、4番議員と私は同じゅうするものでございます。

平成23年までの各学校の生徒数の推移を見ますと、大変減っているところもありませんが、いい状況としては、本当に小規模学校の例を見ますと、漆沢分校の場合には現在5名ですが、9名にふえるんですね、少しであります。上多田川小学校の場合には17名か等21名になるという、そういう世代に当たっているのかもしれませんが、全体的には減少傾向にありますから、おっしゃるように学校に通わせている世代のお父さん、お母さん方は、やはり4番議員の御意見のように、これは一般論に近い論であります。適正規模の学校で学ばせたいという思いがあるようであります。しかし今、既に卒業された皆さんはやっぱり学校をなくしてほしくないという、いわゆる母校という考え方が非常に強いようではありますが、このことについては何度も申し上げますように、生徒数の推移を見ながらそろそろ話題として地域に持ちかけていく時期に達していると私も認識をいたしておりますので、総合計画の中でもうたっている方向に沿ってアクションを起こしていかなければならないのかなど。それはどこの学校とどこの学校ということではなくて、議論としてまず御父兄の方々がどう思っているのか等々を教育委員会と相談をしながら進めていくべき時期に来ているのではないかというふうに感じております。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 星町長の政治スタイルといいますが、そういった面からしますと、期が熟するといいますが、町民の声が熟するのを待つという方向性のようではありますが、必要性については共通の認識というふうに伺いました。そういった立場から考えますと、やはり執行者としてこの変革期に運営を預かっているわけですから、やりにくいことでも、あるいは反発が来ることにおいてもきちんと説明をして、納得をいただく努力もしなければならないのではないか、そういう取り組みにも挑戦しなければならないのではないか、そういった時代に遭遇しているのが今の星町長ではないかというふうに思われますので、もう少しこまを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、教育長に、先ほど伺いました教育委員会としての一つの統一見解といいますが、

積極的な考え方を教育長自身がお持ちのようでありますので、そういった統一見解を示して、一つの使命を果たしておく、町長に進言をする、具申をする、その方法が先ほど言ったように一部責任を果たしていることにもなるんだろうと思いますけれども、その答弁をいただけませんでしたので、再度お願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 学校の再編については、これは先ほど来答弁しておるとおりかなり諸問題がございまして、これらの課題を解決しながら進める方向というのは大体決まっているわけございまして、できるだけ理想的な形にやっていきたい。これは議員の方から質問があったように、例えば私が考えておる学区の枠を外すという場合にも、必ずしも全部外すということではございません。一定枠の入学者を各学校に適正な生徒数を集められる、そういうふうな形の枠外しということでございまして、それだけの魅力ある学校づくりをしていただきたいというのが現時点での校長先生方への、あるいは学校の先生方への希望として、私の方から20万円を町長からいただいて、分け与えた形で研究しながら進めてほしいということで行っているところです。

ですから、このことにつきましては全く町長とコンタクトがないというわけではございませんで、こういうわけでこういうふうにしたいからということをお願いしてやっていることです。ですからいずれ、もっとこう見ますと、生徒数が全く減って、確実な数字、要するに今から6年後の生徒の数字を見まして絶対数が一番ふえるところと。中学校は大分大幅に減りますけれども、中新田小学校が平成23年までに33名、それから広原小学校がマイナス27名、それから一番多いのが西小野田小学校の45名、これは5月1日現在でのオギャーと生まれた子供を数えての計算でございます、そういうふうな形での推計でございます。ふえるところというと鹿原小学校ぐらいしかございません。あと、先ほどありました上多田川小学校4名、鳴瀬小学校4名ふえるであろうと。動かなければ、生まれた子供たちがそのままその地域でこの学区制の中で入学していただければそういう形で推移するというところでございます。ですから、ふえるといっても1桁、減るのは2桁、総合的には相当減ると。この数字を見ながら今後どういうふうな編成をしていかなければいけないか、どういうあり方が適切かということについて、教育委員会の中で検討を進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 質問にお答えをいたします。



事を進めるに当たっては、御案内のとおり一つのタイミングというか、適正な時期というものがあるんだろうというふうに思います。その例が、旧中新田地区の3保育所の統合でございます。これは老朽化に伴って、全く逆の方向であったかもしれませんが、三つの保育所を建設をしなければならない。現行の国の状況ではなかなか補助を得られない。思い切って一度の助成で規模の大きい、子供の数が減少している状況にありますから、将来を見通して統合保育所を建設したということでありますので、すべてが受益者といえますか保護者といえますか、そういう方々の意見を待つということではなくて、やるべきところがあれば決断をして実施をしたということでございます。

ただ、漆沢分校の方は別として、上多田川小学校については私も建設を促進をする際に三役の一人としておったものですから、当時の状況も、あるいは地区民の皆さんの御意見も賛否両論あったことも事実であります。そういうことに携わった一人としておりますので、児童の今後の推移を見ながら、先ほど申し上げたように皆さんの御意見を伺う時期に来ているのではないかと。

子供を本来的に考える、こういうお話をしたことがございます。これはその建設を是か非かという論があって、建設をするということで結論が出たときに、私に個人的に電話をいただきました。匿名でありましたのですが、もう複式になるんだと。どうしてそう決断をしたんだということだったのでありますが、これは詭弁かもしれませんが、複式が必ずしもいいわけではないと思いますが、こういうお話を言っていていかどうかわかりませんが、むしろ密度の濃いマンツーマンで教育を受けられますよということを申し上げた記憶がございます。ある部分ではそういうことも言えるんだと思います。しかしマイナス面も、大勢の中での切磋琢磨といえますか、あるいはクラブ活動等々のこともありましたので、そういうことももちろん言えると思いますが、そういうことを総合的に判断をして進めていかなければならない。意見集約を図る時期に来ているのかなという思いで先ほど答弁を申し上げたということであります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 先ほど漆沢分校のことをお話したんですが、漆沢分校については4年前に働きかけをいたしました。小野田の教育委員会の当時ですね、働きかけをいたして、4年かかってやってアンケートが出てきたということでございます。ですから、地区民を説得するにはそのくらいの時間がかかるのかなと。ただ、今もう少し早くなれないのかということになりますと、要するに今はもっともっと工法的なことも、あるいは交通機関の問題等々かなり改善されてきているというようなことから考えると、そんなに反対は出てこないのではないかと。

と、いろいろなことで。ただ今後、例えば学校を統合するとした場合に、どこに建てるか、どの規模にするのか、学校をどのくらいにするのか、どういうふうな学区割りをするのかということが課題になってきます。この辺が検討されない限り、子供の出生数からいっていろいろ課題が多過ぎまして、すぐにやるという形には今のところなっていないと。ただ、平成30年までの数字を出しておりますけれども、これはあくまで推測でございます、現実的には平成23年までの数字が把握できる数字だろうと思っております。以上です。（「終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、4番一條 光君の一般質問は終了いたしました。  
暫時休憩します。2時35分まで。

午後2時22分 休憩

---

午後2時35分 再開

議長（米澤秋男君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） 申し込んでおります3点について御質問いたしたい思います。

1番目、少子高齢化の問題であります。70代の方々は4,000人近くいるわけです。そしてまた10歳以下は2,100人というような加美町の人口構成、まさに少子高齢化の最たるものではなかろうかというような感じがするわけでありまして。そういう意味において町長は、今後よほど抜本的な対策を考えないと、まだまだ大変になるのではなかろうかというような感じがするわけでありまして。加美町全体の中で50代の方々が4,600人ということで、一番多いわけです。この方々が年々60代、70代になっていった場合に、まだまだ少子高齢化が進んだ場合に、大変な町の進行を招くのではなかろうかというような感じがいたしますので、その考え方について、将来に対する考え方についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

次に、不用財産の利用ということで、保育所の跡地の利用の問題であります。今検討中というようなお話し合い、答弁があったんですけれども、中新田保育所について具体的な案が出ているんだとすればお願い申し上げたいと思うのであります。

次に、障害者対策であります。これは施設の充実ということで、当然前々からこの場でしゃべっておったんですが、中新田保育所ができるのであれば、障害者の施設として利用してい

ただけないのかなというような感じがするわけです。というのは、国民健康保険のこの間厚生労働省から来たここ担当の先生方のお話を聞くと、今、精神病院に入っている方々の大体半分ぐらいが社会的入院ということで、10年計画でそれを全部出すというような計画があるんだそうであります、厚生労働省として。そうすると宮城県の場合の浅野知事の「施設の解体」、そしてまた国の厚生労働省における精神病院の病人に対する社会的に入院している人間を全部出してしまうというような形になってくると、今まで隠れていた障害者がどっとまちに出てくるというようなことになりかねないわけであります。そういうことで、現実の姿として、しっかりした施設をつくっておかないと、大変なことではなかるうかというような考え方がいたすのであります。実際、町民が、あおぞらという障害者の施設の子供たちが歩くのを見ていて「やっぱりおっかない」とか「火をつけらったらなじよすっぺ」とか、そういうような一種の、新聞を見ての判断かどうかはわからないんですけども、全く差別的な目で見られるということになってくると大変かわいそうであるし、家族としても大変なわけありますので、今後の対策等についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 近藤議員からは三つの大きな項目でちょうだいをいたしました。

少子高齢化対策について、抜本的な対策が必要ではないかということでございます。

いわゆる高齢化ということについては必ずしも悲観的なものではなくて、むしろ長生きをするということで喜ばしいことであるし、そしていろいろなノウハウ、技術の蓄積を持った私たちの先輩、高齢者の皆さんをどう社会に生かしていただくかということの方が問題であるというんですか、対策であろうと思いますが、少子化についてはどの自治体でも、少なくとも町村の段階ではその8割以上が少子化のことで悩んでいて、そしてしかも抜本的な対策が見出せないまま試行錯誤といいますが、模索をしている状況にあるかというふうに思います。

第3子が誕生した場合の出産祝いでありますとか、あるいは子育て支援として多額の助成を出すとか、いろいろな住宅の問題でありますとか、いっぱいありますけれども、どれもこれも起死回生の対策とはなっていないというのが現状でございます。

先ほど来申し上げております統合保育所の建設等についても、いわゆる育てやすい、働きやすい環境をつくるということで、一つの前進ではあるかと思いますが、まだまだ足りないこととあります。働くお母さん方が大部分でありますから、そういう部分で、産み、育てやすい環境をこれからもつくっていかなくてはならない。

そういう意味で、今年3月に策定をいたしました加美町次世代育成支援行動計画、近藤議員もその策定の委員、あるいはかかわっておられたと思うんでありますが、それについて行動計画に即したこれからの実践をやっていかなければならない。加美町では乳幼児医療費の年齢対象を7歳児、小学校就学まで拡大をいたしましたわけではありますが、これももう少し必要があれば拡大をしていくということもあろうかと思えます。

そしてまた、もう一つの隠れた問題といえますか、いわゆる結婚できない、しない方々が非常に多いので、結婚奨励といえますか、推進ということも少子化問題に対処する一つの大きな課題であろうかということで、今、係を置いて努力をしているところでありますが、これまでの推進係の実践を分析しながら、どうあるべきかということも今後検討を加えていかなければならないんだらうというふうに思っています。

先ほど学校再編のところでもいろいろ数字的に申し上げましたけれども、ちょうど団塊の世代の子供たちが今結婚適齢期、あるいは過ぎて子供を持つときになっていて、それで今後ここ数年、子供がふえる傾向に少しはあるんでありますが、まだまだ足りない、絶対数が足りないわけですから、そういう状況であります。

今後とも、答弁になったかどうかわかりませんが、あらゆる方面から支援策というようなものを考えてまいりたい。来年度の予算編成の中でもいろいろ検討を加えながら拡大をしていく方向で支援策を打ち出してまいりたいと思っております。

それから、不用財産の利用について、特に中新田保育所の跡地であります。これはある福祉団体が一、二、打診してまいってきておりますが、今そこから前進をしているものはまだございません。ですが、方向としては福祉施設として利用したい。今は精神あるいは身体の障害を持った方の働く場の提供ということで考えてまいりたい。議会終了あたりにそういう社会福祉法人に接触をしながら相談をしてみたいなと思っております。増築に増築を重ねた施設でありまして、少し複雑な地形になっておりますが、まちの中にある施設でありますから、駐車場も余り問題ないと思えますし、そういう部分で考えて、実現可能な利用方法を考えてまいりたいと思っております。

そのほかに、広原、鳴瀬の保育所については解体せざるを得ないと思えます。相当老朽化していますので。広原の場合には公民館、就業改善センターの駐車場が大変手狭でありますから、鳴瀬の勤労青少年ホームもそうであります。路上駐車をしている状況でありますので、とりあえずは解体をした後の駐車場なり、あるいは要望があれば残地をゲートボール場にでも提供してまいりたいと考えております。

それから、障害者対策であります、解体宣言をされて実際に動き出していることも事実であります。先日、NHKの教育テレビだったと思いますが、全国放送の中で、宮城の解体宣言が取り上げられて田島理事長が出演する場面がございました。今、近藤議員がおっしゃったように国もそういう方向で考えているとすれば、早急に町としてそれぞれの町が受け皿をつくっていかねばならない。そしてそのテレビの番組では地域に戻したというか、地域に帰ってきたことによって非常に効果が出ているという報道がございました。マイナス面もあるいはあるのかもしれませんが。かつて旧中新田でも少し問題があったことがありますから、あながち被害妄想的なことだけではなくて、怖がる場面もあるのかもしれませんが。しかしながら、これはもうすぐに迫っていることでありますから、そういう方々を温かく受け入れて、みんなで手をかしながら、ともに地域で生活をするという場面をつくっていかねばならない。そのためにやはりある程度の施設の整備が必要であろうと思っています。教育長とも相談をするわけですが、果たして学校の空き教室や何か、それでいいのかどうか、子供たちと一緒にいいのかどうか、それも大きな不安材料の一つであります。今、役場の本庁舎の検討委員会がございしますが、その結論が出たときに旧役場の庁舎がどうなるのか。それともあわせて耐震構造、耐震補強を含めながら、施しながら全般的な障害者の皆さんの受け皿、施設づくりも検討していかねばならないと、そのように思っているところでございます。以上であります。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長、不用財産の中での問題でございすけれども、先ほどの尾形議員に対する答弁の中で、町有地が全然売れないというようなお話があったわけです。もちろん今の状態では売れるはずがないんですが、値段も大分いいなというような、役場に出している金はですね。我々、今中学校のあたりでかつて10万円で売った土地が、2万円か3万円でようやくこのごろ売れる状態ですよ。だから私たちが売っても、「あんた、何ばなら買ってけんの」と言って、この辺ならいいと言われて、「んで、そんでもいいから」というのが今の値段の決め方らしいんだね、町長。本当に土地が売れないんです、町内で。全く並柳からずっと来たならば、何ばでも売るところあるんだからね。競売になっているところ、何ばでもあるんだから、そういうことを考えると、町有地についても坪6万円といっちはちょっと大変だと思うので、半分でも何ばでも相手次第で、買っていただくんなら何ばでもいいから買ってくれというようなことで、ある程度の坪2万円ぐらいの最低値段にしないと大変な状態なんです。

今、アパートだって余って困って、私のうちだってアパート困って、入る人いないのが現状ですから、町内でアパートをどうやって運営していくべということでもみんな心配している状態

なので、土地を買ってうちを建てるというと、本当に少なくなっているのが現状ですから、土地を本当に売るんだとすれば、そういう方法で余っている土地は安くともいいから売って、その金を運用した方がいいのではなからうかと感じるんですが、その辺についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見のとおりだと思います。近々結論を出さなければならない問題で、旭地区の工場跡地等々もあります。それは集会所等、地域で利用していただくということがありますけれども、現在持っている部分について、実は日中新田町時代に公認会計士によります町の財産と経営状況を判断をしていただきました。そのときには、当然のことながら評価額なりなんなりで財産としてのカウントをされて、町の経営状況はどうかということを総合的に判断をして、そのような企業会計方式で財政判断をすると町道も財産になるわけでありまして、そうやっていくとどこも危機的な状態になっているところはないんですね。ですから、全く別の次元の話ですが、そういう判断の仕方は必ずしも自治体経営には当てはまらないのではないかと考えていますが、しかしやはり公簿上でちゃんと所有があって、そしてしかも評価額というのがありますから、それが一つの基準になるのではないかと、売却をするにしても、買い取りをするにしても。

場合によっては、前にも申し上げたことがあるんでありますが、例えば山間地の宅地のような場合には、児童・生徒の増ということも考えながら、都市部の方々の流入といえますか転居を促すためにも、一たんインターネット等々でPRをして無料でお貸しするとか、あるいは

10年、20年、ある条件を満たせば所有できるということの条件もつけながら、もう判断をし、PRをしていかなければならない。ただ、ここに全国から集まってきた場合に、少し消極的な考え方かもしれませんが、どういう方が来てくれるか。いろいろな問題を抱えた方々がおいでのなった場合に、後々難しい問題が発生するということもありますので、非常に慎重に事を運ばなければならないと思っています。

いずれにいたしましても、遊休地が非常に多いので、検討委員会的なものを組織して、議会の議員の皆さんの代表にも入っていただきながら検討を加えていく何らかの組織をつくっていきたい、そして検討したいと思っていますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、12番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。  
一般質問を終わります。

---

日程第4 議案第90号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第90号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第90号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本町では、乳幼児及び小学1年生までの児童医療費の助成を行っておりますが、助成の方法について、宮城県では社会保険と国民健康保険とでは異なっていたことから、本町におきましても社会保険の被保険者の場合、一たん医療機関に医療費の一部負担金を支払い、その後、国保連合会を經由して町が医療費負担金分を返還するという手続をとっておりました。

一方、国民健康保険の被保険者の場合は、保険証と受給者証を病院に提示するだけで医療費の一部負担金の支払いを必要といたしておりませんでした。今回、医療機関の窓口事務の簡素化と利用者の利便性を図るため、県医師会・町が協定を結び、社会保険の被保険者についても受給者証と保険証を提示することにより医療費の支払いは不要となったことから、本町条例の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第91号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第91号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第91号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

前議案により、社会保険の被保険者も国民健康保険の被保険者も医療機関窓口での医療費の一部負担金の支払いが必要なくなったことから、これまで国民健康保険の被保険者にのみ適用していた乳幼児と児童医療費の一部負担金の支払い不要の条項を削除することとしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第92号 加美町保育所条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第6、議案第92号加美町保育所条例の一部を改正する条例について



を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第92号加美町保育所条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、現在建設している中新田統合保育所が12月に開所することに伴い、鳴瀬保育所、広原保育所を廃し、中新田保育所の位置を変更することから条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号加美町保育所条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号加美町保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第93号 加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例 について

議長（米澤秋男君） 日程第7、議案第93号加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第93号加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、指定管理者制度活用に向けて施設の設置条例を改正するもので、改正内容が同一のため、一括して説明申し上げるものであります。

その施設は、加美町デイサービスセンター、加美町心身障害者通所授産施設、クローバーハウスでございます、加美町地域特産生産施設、これはきのこ培養センターであります、加美町

郷土文化保存伝習館、これは陶芸の里の焼き物伝習施設や催事小ホールのことでございます、加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場、加美町荒沢自然館、加美町内水面漁業振興施設、加美町まちづくりセンター、これは旧宮崎商工会の建物でございます、加美町地域食品加工センター、これは加美町の交流センター敷地内の食品加工施設のことです、加美町営駐車場条例と加美町営駐車場使用料徴収条例、加美町山宝倉、これは陶芸の里の地域産品の開発施設であります、加美町宮崎温泉施設、加美町あゆの里物産館、加美町野外趣味活動施設、これはジギスカンを食べさせるやくらいハイツのことです、加美町小野田農村公園、これは大滝農村公園、それから小野田南鹿原農村公園、小野田下夕川原親水公園のことです、それから加美町宮崎緑地広場、これは陶芸館の前の広場です、加美町防雪センター、これは鹿原保育所に隣接する除雪の車両基地です、の17施設と使用料徴収条例の改正で、その内容は、指定管理者による管理を規定し、条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 町長、これは大体いつの時点からやるような流れになっていくわけなんですか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 現在のところ、目標としては平成18年4月を視野に入れてございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） 今、にわかに指定管理者制度が承認されて、協定の内容が不十分なためにそちこちで後になってトラブルが出てきているケースが多いようです。つまり修繕あるいは改修等の負担、また部品の取り扱い方、あと賠償責任、不可抗力、こういったものは協定を締結後、出てきていると一部新聞等で報道されているわけですが、予想外の施設修繕が相次いだり、多額の費用負担が発生したり、リスクの分担がすっきりできていないためにいろいろな問題がそちこちで発生されているようですが、もっと透明性を高める制度運営、このことについていろいろと問題点が出てくるのではないかなと推察されるわけですが、これからの管理者、これまでの管理業務委託している方に折衝に入るかと思うんですが、それを進める上での今後の手順、そういった考え方に対する町長の考え方をお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 加美町の例をとりますと、これまでお願いをしている部分については集会施設が主なものでありまして、現在のところはそういったトラブルは発生をしていないように思います。これは従来の管理形式と余り変わりないところの移行だったからだと思いますが、今後、今議題となっている部分等々については、やはりいろいろなことが考えられますので、その部分については事前に説明をし、きちっとした了解のもとに条件も協定書の中に考えられる事案を可能な限り盛り込んで、理解をしていただいた上で移行していくということが必要かと思えますし、そのように実施をしたいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第94号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について  
議長（米澤秋男君） 日程第8、議案第94号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを議題いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第94号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について説明を申し上げます。

議案第94号から議案第97号までは、平成17年10月1日付で志津川町と歌津町が合併して南三陸町になることに伴う数の減少と増加及び規約の変更であり、本案件は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体から志津川町、歌津町、志津

川歌津環境衛生組合、志津川歌津病院組合が減少することと、その規約の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第95号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第95号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第95号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について説明申し上げます。

前議案同様、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体から志津川町、歌津町、志津川歌津環境衛生組合、志津川歌津病院組合が減少することと、その規約の変更を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。